

平成31年度 大雨・台風等における児童の登下校について

名張市立薦原小学校

通学が危険であり、困難と思われる気象状況の場合、児童の安全を第一に考えて、下記の基準によって登校させます。ご家庭におかれましても格段のご配慮とご協力をお願いします。

1 始業前（午前7時の時点）で「暴風警報」「暴風雪警報」又は大雨・暴風・暴風雪・大雪の「気象特別警報」が **三重県北中部又は伊賀、又は名張市**に発表されている場合

- (1) 児童は登校しないで、家庭で待機します。
- (2) 午前11時までに警報が解除されない場合 …当日の授業は行いません。（臨時休業日になります。）
- (3) 午前11時までに警報が解除された場合 ……およそ2時間後を目途に授業を実施します。
(授業開始時刻については緊急メール等でご連絡します。)

※ 給食の有無は、前日の下校時まで決定します。

但し、前日に給食無しの決定をして、当日11時までには警報が解除された場合は、学校で非常食による給食となります。また、巨大台風の襲来により非常災害の危険性が極めて高い場合は、前日に、臨時休業を決定する場合があります。 【平成30年4月より変更】

尚、「土曜授業」などの半日日課のときは、8：30までに解除されない場合、授業は行いません。

2 登校後に、「暴風警報」「暴風雪警報」又は大雨・暴風・暴風雪・大雪の「気象特別警報」が**三重県北中部又は伊賀、又は名張市**に発表された場合

- (1) 気象状況と、通学路の安全を確かめ、速やかに帰宅させます。（場合によっては、教職員引率または、保護者に迎えをお願いすることもあります）
- (2) 気象状況と、通学路の状況から判断して、帰宅させることが危険な場合、児童を学校で待機させ、その後の措置について連絡します。

3 ア 大雨警報・洪水警報・大雪警報が、**三重県北中部又は伊賀、又は名張市**に発表されている場合

イ 警報が解除されても、河川の増水、道路や橋の決壊、強風などの危険な場合

ウ 大雨・雷雨・大雪などにより登校が危険な場合

原則は休業になりません。しかし、上記の理由で登校が危険な場合、登校前であれば登校を見合わせ、学校と地区委員さんとの協議し、7時までには連絡しますので、その指示に従って下さい。

登校後であれば状況判断の上、帰宅させるか待機させるかの措置をとります。

※特に保護者と学校との連絡の必要があれば、地区委員さんを通じて行います。個々での問い合わせはお控えください。該当の地区委員さんの連絡先は、地区の連絡網等であらかじめご確認ください。

※緊急時には、きずなネット（メールサービス）によって【緊急情報】として配信します。

※警報時の情報は、テレビまたはラジオの情報によるものとします。

上記の **三重県北中部又は伊賀、又は名張市** における該当地域について、裏面に補足説明がありますので、確認をお願いします。

三重県北中部又は伊賀、又は名張市

- ①「北中部」に発令とは、北部・中部・伊賀の全てに発令されている場合が該当
- ②「伊賀」に発令とは、名張市・伊賀市の両市に発令されている場合が該当
- ③「名張市」に発令とは、名張市にのみ発令されている場合が該当

※気象庁の警報発表は、③のような市町単位（名張市）が原則ですが、①、②のような市町等をまとめた区域（伊賀、北中部）で発表されることもあります。

※①、②のような市町等をまとめた区域（伊賀、北中部）で発表され、但し書き（〇〇を除く）がある場合にご注意ください。この場合、名張市が警報発令区域に含まれているかでご判断ください。

